

【 検 査 】

3 1 8 若年性特発性関節炎に対するフェリチン半定量の算定について

《令和6年10月31日》

○ 取扱い

若年性特発性関節炎に対するD007「25」フェリチン半定量の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

フェリチンは、活性化されたマクロファージによる炎症・組織破壊に伴い血中へ逸脱し、若年性特発性関節炎（旧称：若年性関節リウマチ）、特に全身型で高率に上昇する。

以上のことから、若年性特発性関節炎の診断及び経過観察に対するD007「25」フェリチン半定量の算定は、原則として認められると判断した。